

保険者機能強化アクションプラン(第4期) について

保険者機能強化アクションプラン（第4期）等について

- 第4期保険者機能強化アクションプランについては、昨年12月の運営委員会で了承され、本年3月の運営委員会で最終確定した上で、4月から新たなプランがスタートする。
- 昨年10月の支部長会議で示したアクションプランの概要から内容的な大きな変更はないが、本文では個別の取組ごとにその内容を記載するとともに、KPIとして3年後に達成すべき目標を定めている（事業計画もアクションプランと連動する形で作成しており、同様のKPIを設定している。なお、KPIの設定根拠等については企画部参考資料35頁を参照）。
- また、支部の事業計画においても、アクションプランや本部の事業計画を参考にKPIの設定をお願いしており、必要に応じて本部にも相談の上、策定に向けた作業を進めていただきたい。

【保険者機能強化アクションプラン（第4期）のポイント】

1. 基本方針の整理

- 協会けんぽの役割等について、保険者としてのもともとの基本的な業務・機能である①基盤的保険者機能と、能動的な働きかけを行う役割である②戦略的保険者機能、そして二つの保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするための③組織体制の強化の三つに分類した上で、それぞれ目的・目標を定める。
- その上で、分野ごとに具体的な取組を定めるとともに、定量的KPIを設定して進捗状況を評価する。

2. PDCAサイクルの明確化

- 保険者機能強化アクションプランを中期計画と明確に位置付けてKPIを設定するとともに、事業計画との関係性を明確化するため、事業計画においては、それを単年度の進捗に置き換えてKPIを設定する。
- その上で、毎年度作成する事業報告書や業績評価による評価を行い、その結果を通じた改善を行うことにより、PDCAサイクルを強化する。

3. シンプルなKPIの設定

- 具体的取組ごとにKPIを設定し、かつ定量的な目標とすることで、取組の達成状況の見える化を図る。
- 目標達成のための更なる取組の強化や目標値の見直しが必要となった場合等には、柔軟に取組やKPIの見直しを行う。

保険者機能強化アクションプラン（第4期）の全体像

保険者機能強化アクションプランの目指すもの

保険者機能強化アクションプランは、協会けんぽの行動計画としての位置づけであり、それを着実に実行することにより、以下の協会けんぽの基本理念をこれまで以上に実現していくものである。

【基本使命】

保険者として、健康保険及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図る。

【基本コンセプト】

- 加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主自律の運営
- 加入者及び事業主の皆様の信頼が得られる公正で効率的な運営
- 加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供
- 被用者保険のセーフティネットとしての健全な財政運営

保険者機能強化アクションプラン（第4期）の全体像

(1) 基盤的保険者機能

【目的・目標】

※第3期アクションプランの目標「Ⅲ 医療費等の適正化」を実現する

レセプトや現金給付の審査・支払を適正かつ効率的に行うことにより、加入者に良質なサービスを確実に提供する。同時に、不正受給対策などによる医療費の適正化を通じて、協会けんぽの財政を含めた制度の維持可能性を確保する。

(2) 戦略的保険者機能

【目的・目標】

※第3期アクションプランの目標と同一

事業主とも連携して、加入者の健康の維持・増進を図ること、地域の医療提供体制の在り方にも積極的に関与すること、効率的かつ無駄のないサービスが提供されるよう働きかけを行うこと等により、「I 医療等の質や効率性の向上」、「II 加入者の健康度を高めること」、「III 医療費等の適正化」を目指し、もって加入者・事業主の利益の実現を図っていく。

(3) 組織体制の強化

【目的・目標】

基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図るとともに、標準人員に基づく人的資源の最適配分や支部業績評価による協会けんぽ全体での取組の底上げなど、組織基盤を強化していく。

保険者機能強化アクションプラン（第4期）における主な取組

（1）基盤的保険者機能関係

【具体的な施策】

- ・現金給付の適正化の推進、効果的なレセプト点検の推進
- ・返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進
- ・オンライン資格確認の導入に向けた対応

（2）戦略的保険者機能関係

【具体的な施策】

- ・ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供 <Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ>
- ・データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 <Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ>
(特定健診受診率、事業者健診データ取得率、特定保健指導実施率の向上、重症化予防対策の推進、健康経営（コラボヘルス）の推進)
- ・ジェネリック医薬品の使用促進 <Ⅰ、Ⅲ>
- ・インセンティブ制度の本格導入 <Ⅱ、Ⅲ>
- ・医療費データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ <Ⅰ>

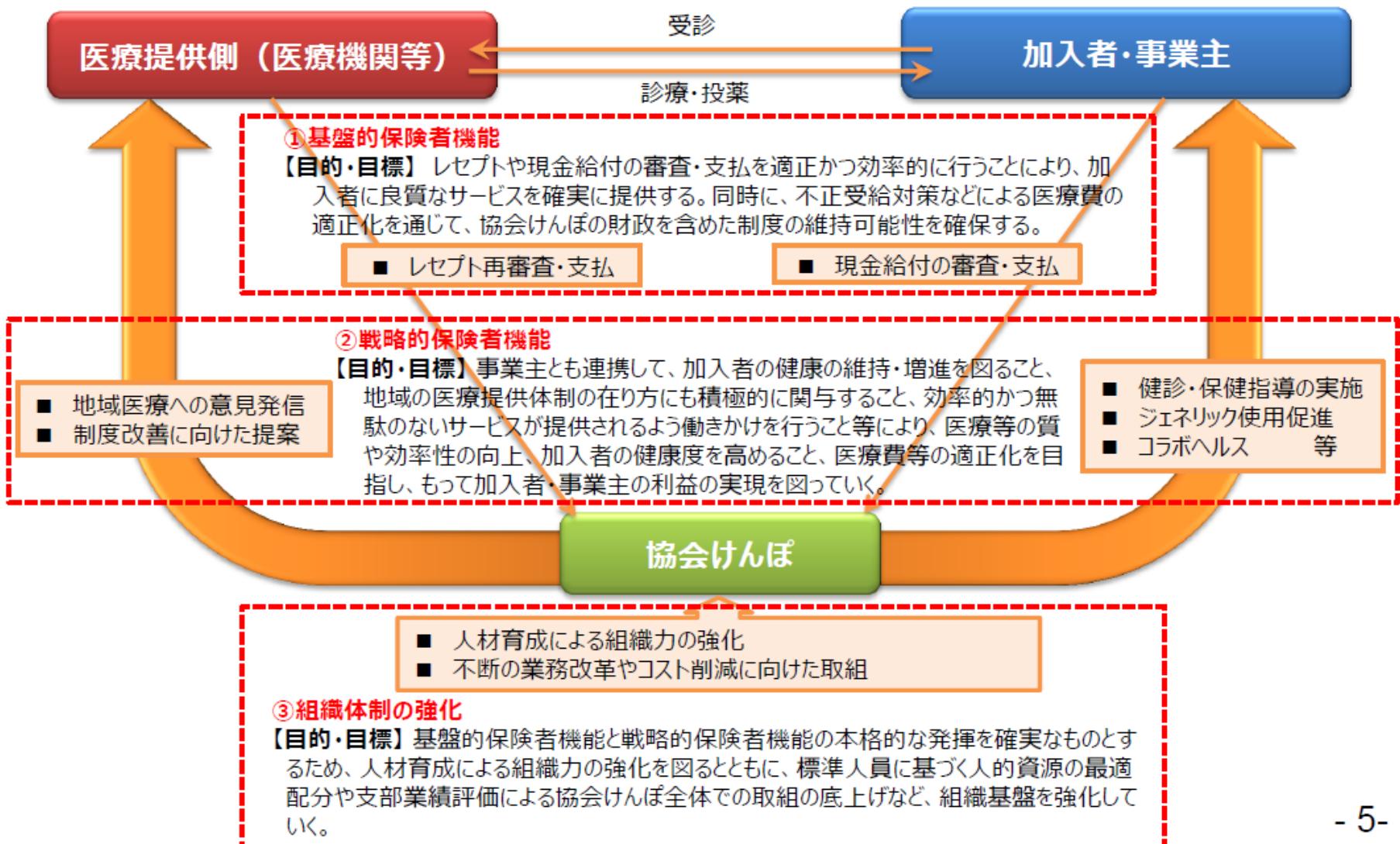
（3）組織体制の強化関係

【具体的な施策】

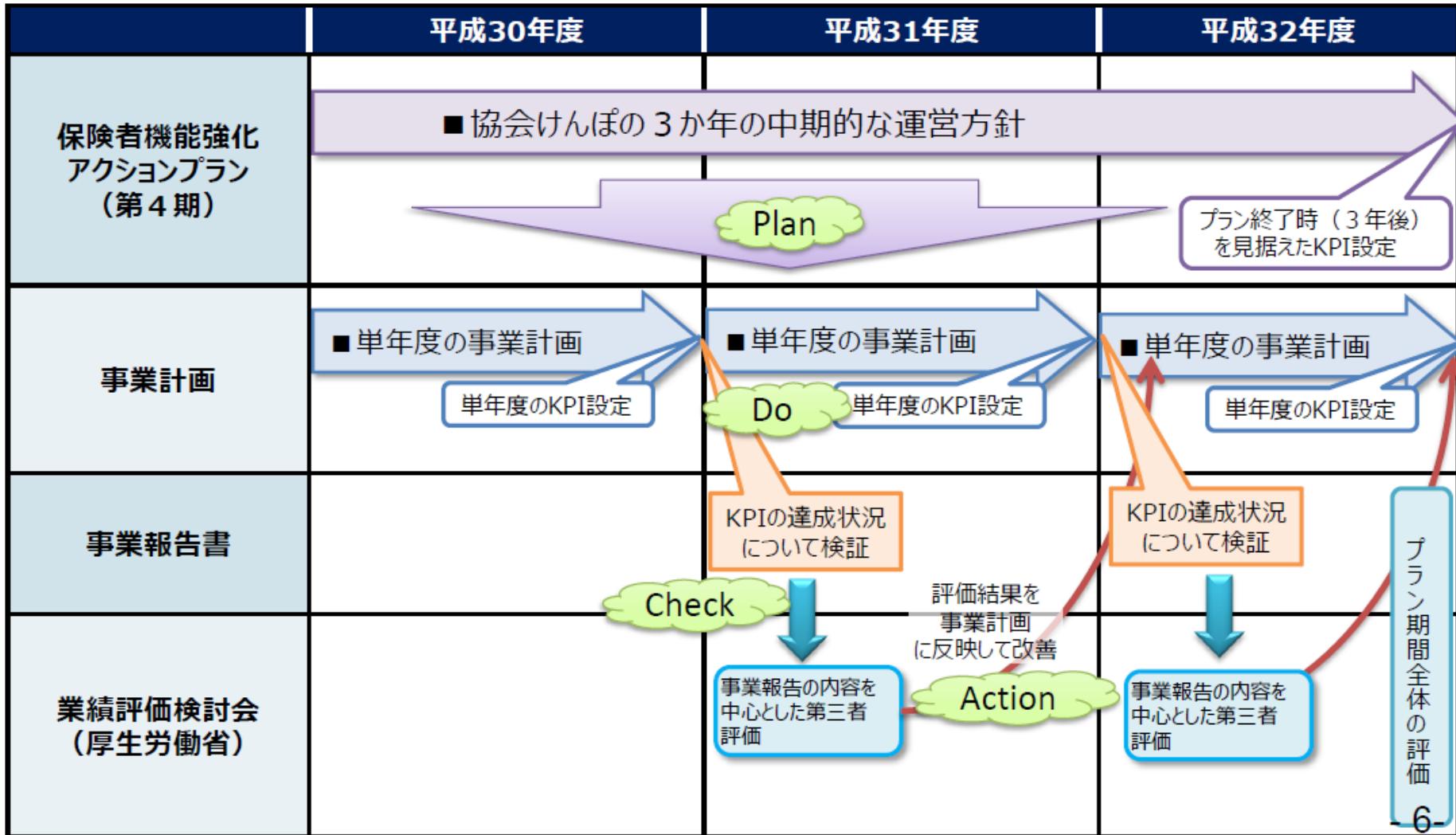
- ・人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置
- ・支部業績評価の本格実施に向けた検討

基本的考え方

- 協会けんぽの役割等について、①基盤的保険者機能、②戦略的保険者機能、③組織体制の強化の3つに分類した上で、それぞれ目的・目標を定める。
- その上で、分野ごとに具体的な取組を定めるとともに、定量的KPIを設定して進捗状況を評価する。



- 協会けんぽでは、これまで保険者機能強化アクションプランや事業計画に基づく事業運営を行い、その評価を次のアクションプランや事業計画に反映させてきたが、必ずしもそうした関係性が明らかになっていなかった。
- このため、平成30年度以降は以下のとおり、保険者機能強化アクションプランを中期計画と明確に位置付けてKPIを設定するとともに、それを踏まえた事業計画の策定や評価を通じた改善を行うことにより、PDCAサイクルを強化する。



平成30年度事業計画の概要（案）

～全国～H29.12.19

平成30年度事業計画のコンセプト

- 平成30年度からは、保険者機能強化アクションプラン（第4期）がスタートし、同プランの中では、アクションプランでは3年後を見据えたKPIを定め、事業計画では、それを単年度の進捗に置き換えるとされている。
- このため、本事業計画では、アクションプランの項目ごとに主な重点施策とKPIを定めることとするが、事業計画もアクションプランと同様に協会の行動計画であり、その着実な実施により協会けんぽの基本理念を実現していくものである。
- また、平成30年度は地域医療構想を盛り込んだ新たな医療計画等や、協会けんぽにおいても第4期アクションプランや第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）がスタートする大きな節目の年であり、取組を軌道に乗せるためにも重要な節目の年となる。

（1）基盤的保険者機能

【目的・目標】

基盤的保険者機能を盤石なものとするため、現金給付等の業務の標準化・簡素化・効率化を徹底する。併せて、日々の業務量の多寡や優先度に応じて柔軟な業務処理体制を構築することにより、業務の生産性の向上を目指す。

【主な重点施策】

● 現金給付の適正化の推進、効果的なレセプト点検の推進

- ・現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請の重点審査
- ・システムを活用した効果的なレセプト点検の推進

● 新規返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

- ・資格喪失処理後、すみやかな保険証返納回収の徹底
- ・債権の早期回収と、保険者間調整及び法的手続きによる返納金債権回収率の向上

● オンライン資格確認の導入に向けた対応

- ・システム改修に係る費用対効果の検証やより効果を高めるための工夫の検討

(2) 戰略的保険者機能

【目的・目標】

戦略的保険者機能の發揮をより確実なものとするため、地域医療構想の実現に向けて、地域医療構想調整会議等において客観的データ（エビデンス）に基づく効果的な意見発信を行う。また、第4期保険者機能強化アクションプラン、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施するとともに、ビッグデータの活用やPHRなどの導入に向けて、将来を見据えた戦略的な対応を検討する。

【戦略的保険者機能の發揮により実現すべき目標】

- I 医療等の質や効率性の向上
- II 加入者の健康度を高めること
- III 医療費等の適正化

【主な重点施策】

- **ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供 < I、II、III >**
 - ・事業所単位での健康・医療データの提供に係るツールの標準化に向けた有識者検討会の実施
 - ・個人単位の健康・医療データの提供に係る先行実施の検討
- **データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 < I、II、III >**
 - ・支部ごとの加入者の健康・医療データをまとめた支部別スコアリングレポートの導入
 - ・特定健診受診率が低迷している支部の底上げを図るための調査研究
 - ・健診当日に特定保健指導の初回面談ができるよう健診機関への働きかけ
 - ・新たな特定保健指導の手法の検討
 - ・健康宣言事業の基準の標準化に向けた検討、宣言事業所へのフォローアップ体制の強化

(3) 組織体制の強化

【目的・目標】

保険者機能の基盤となる組織体制について、標準人員に基づき人的資源の最適配分を行うとともに、OJTを中心に据えた各種研修の充実により、自ら育ち組織を変えていく人材を育成する。

【主な重点施策】

● OJTを中心とした人材育成

- ・OJTを中心とした効果的な研修の組み合わせによる組織基盤の底上げ
- ・戦略的保険者機能の更なる発揮に向けた人材育成の仕組みについての検討

平成30年度事業計画（案）

～香川支部～

平成 30 年度 事業計画（香川支部）【案】

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<ul style="list-style-type: none"> ○現金給付の適正化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○不正の疑いのある事案については、保険給付適正化プロジェクトチームを活用し、事業主への立入検査を積極的に実施する。 ○傷病手当金と障害年金の併給調整について、会計検査院からの指摘も踏まえ、確実に実施する。 ○柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 <ul style="list-style-type: none"> ○「部位ころがし」と呼ばれる負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診が疑われる事案などに対する照会を強化し、柔道整復療養費の申請に占める多部位（施術箇所 3 部位以上）かつ頻回受診（施術日数が月 15 日以上）の申請割合を前年度以下とする。 ○サービス水準の向上 <ul style="list-style-type: none"> ○現金給付の申請受付から支給までの標準期間 10 日以内（サービススタンダード）を遵守し、サービススタンダード達成率を 100%とする。 ○お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努める。 ○各種広報並びに説明会にて郵送化促進の周知広報を実施し、現金給付等の申請にかかる郵送化率を 87%以上とする。 ○限度額適用認定証の利用促進 <ul style="list-style-type: none"> ○地域の医療機関と連携し、医療機関の窓口に申請書を配置するなど利用促進を図るとともに、事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施することにより高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 83%以上とする。 ○加入者の利用価値を高めるための検証・分析を行う。 ○被扶養者資格の再確認の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ○被扶養者資格の確認対象事業所について、未提出事業所への文書及び電話による勧奨を行うとともに、未送達事

業所の調査による送達の徹底を図り、回答書の提出率を92%以上とする。

○効果的なレセプト点検の推進

- 内容点検については、レセプト点検効果向上に向けた行動計画に基づき、システムを活用した効率的な点検や外部委託の活用により、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率を前年度以上とする。
- 資格及び外傷点検については、対象者を的確に選定し医療機関へ照会を行うことおよび届書の提出勧奨等により、点検効果の向上を図る。

○返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

- 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告文書を送付するとともに、未返納の多い事業所への文書等による資格喪失届への保険証添付徹底の周知、任意継続被保険者への架電等により、日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を93%以上とし、資格喪失後受診に伴う返納金の医療給付費総額に占める割合を前年度以下とする。
- 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る）については、通知・催告のアウトソース化の推進、国民健康保険との保険者間調整及び法的措置を積極的に実施するなどにより、回収率を前年度以上とする。

○オンライン資格確認の導入に向けた対応

- オンライン資格確認システムを利用している医療機関に対して、利用率向上を図るための周知等を実施し、USBを配布した医療機関における利用率を60%以上とする。

2. 戦略的保険者機能関係

○データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

香川支部における加入者・事業主の特性を踏まえたより効率的かつ効果的な保健事業を推進するために、これまでの効果検証と各情報の分析を行う。分析結果を基に、「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく事業を着実に実施する。

上位目標：

保健指導及び早期受診並びに継続的な受診による重症化予防等を推進することで、糖尿病の一人当たり外来（入院外）医療費を全国平均以下にする。

中位目標：

空腹時血糖・HbA1c の検査結果平均値を全国平均以下にする。

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

○被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：149,585 人）

- ・生活習慣病予防健診 受診率 47.5%（実施見込者数：71,000 人）
- ・事業者健診データ 取得率 10.0%（取得見込者数：15,000 人）

○被扶養者（受診対象者数：42,664 人）

- ・特定健康診査 受診率 30.5%（実施見込者数：13,000 人）

○健診の受診勧奨対策

- ・健診機関の少ない地域での検診車による集団健診の実施、及び健診委託機関を増やすなどにより、健診受診機会の拡大を図る。
- ・扶養家族の特定健診は、夜間健診及びがん検診、オプショナル健診などの付加価値を付した集団健診を実施することにより、受診率の向上を図る。
- ・事業者健診データ取得について、健診機関・労働局・経済団体等の関係機関と連携し、効果的な勧奨や積極的な広報を行う。
- ・未受診者に対しては、過去の受診履歴など、加入者の特性やニーズに対応した効率的な勧奨を行う。

ii) 特定保健指導の実施率の向上及び平成 30 年度からの制度見直しへの対応

特定保健指導の実施率を 27.7% 以上とする。

○被保険者（受診対象者数：17,802 人）

- ・特定保健指導 実施率 29.2%（実施見込者数：5,200 人）

（内訳）協会保健師実施分 21.9%（実施見込者数：3,900 人）

	<p>アウトソーシング分 7.3% (実施見込者数：1,300人)</p> <p>○被扶養者 (受診対象者数：1,391人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率 8.6% (実施見込者数：120人) <p>○保健指導の実施勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度からの制度見直しを受けて、「健診当日に初回面談の分割実施」ができる委託機関を増やす。 ・平成30年度からの特定保健指導の実施方法の見直しに従い、保健師・管理栄養士による保健指導を円滑に実施する。 ・被扶養者の集団健診後、集団による特定保健指導を実施する。 <p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <p>○健診の結果、血圧や血糖値が基準値超であるにもかかわらず医療機関を受診していない者に対し、受診勧奨を実施する。(二次勧奨実施予定人数 672人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受診勧奨後3ヶ月以内に医療機関を受診した者の割合を11.1%以上とする。 ・医療機関受診率をより高めるため、支部独自に優先順位をつけ、健康課題について取り組みを実施する。 <p>○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者が血糖リスクを理解し、行動変容につながる取り組みを実施する。 ・かかりつけ医と連携した取り組みを実施する。 ・健康宣言事業所等に受動喫煙防止対策に関する支援を行うことで、動脈硬化等予防を図る。 ・人工透析の高リスク者については、糖尿病の専門医と連携した生活習慣病プログラム等を導入する。 <p>iv) 健康経営（コラボヘルスの推進）</p> <p>○健康宣言事業所数の更なる拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・香川県との共同事業「事業所まるごと健康宣言」の推進 ・包括連携によるオール香川で健康経営の普及、健康宣言・健康づくり実施事業所の拡大を図る。 <p>○健康宣言事業所等の取り組みに対するお手伝い（支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取り組みの質向上させるため、宣言事業所に対するフォローアップを強化し、事業所ごとの健康度の改善度合いをデータ（事業所健康度カルテ）として提供する。（健康経営の営業マン・ワーマン事業）
--	---

- ・日本健康会議の健康経営優良法人の認定法人を増加させる。

v) その他保健事業の推進

- 自治体及び関係団体等と連携した健康づくり事業を実施する。県市町等の実施する健康イベント等に協賛して、情報提供する等により、イベント参加者の健康意識の向上を図る。
- 関係機関と連携し、集団健診と歯科検診を同時に実施することで、糖尿病等の疾病と関連性がある歯周病を予防する。
- 医療費等の分析結果について、市町との連携による広報および健康づくりを実施する。

○ジェネリック医薬品の使用促進

○ジェネリックカルテの活用

- ・医療機関や調剤薬局毎のジェネリック医薬品使用割合等のデータを活用することで、医療機関及び薬局関係者へ更なる使用促進を働きかける。

○ジェネリック医薬品「自己負担軽減額通知サービス」の円滑な実施を図る。(年度内2回)

- ・医療関係団体(医師会等)との連携強化を図り、「自己負担軽減額通知サービス」を円滑に実施する。

○ジェネリック医薬品使用割合を73.3%にする

- ・軽減額通知サービスの効果額などについて、香川県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会等、様々な機会をとらえて積極的に情報発信するとともに、新たな施策を実施する。さらに、県と共同によるセミナー開催に取り組む。

- ・地域や年齢ごとのジェネリック医薬品の使用状況を分析し、乳幼児・高齢者の使用割合を向上させる施策を展開するなど、新たな施策の取組みや都道府県や市町、事業主をはじめとする関係者への意見発信に活用する。

○地理情報システム(GIS)等を活用した医療機関や調剤薬局ごとの使用割合等のデータを活用し、使用促進のための働きかけを行う。

○ジェネリック医薬品使用促進に関し、支部ホームページや「希望シール」「使用促進ポスター」等の活用及び事業主・自治体・関係団体等との連携も含め、より効果的周知広報を実施する。

	<p>○広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <p>○健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県単位保険料率の仕組みと健康経営をはじめとする健康づくりの効果について、積極的な広報活動を推進する。 <p>○全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を56.0%以上とする。</p> <p>○医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ</p> <p>○医療提供体制等に係る分析結果について、加入者や事業主へ情報提供を行う。</p> <p>○「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する。</p> <p>○他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険参加率を100%とする。</p> <p>○インセンティブ制度の広報</p> <p>○新たに平成30年度から導入する制度であることから、制度の周知広報を丁寧に行う。</p> <p>○重複受診者への適切な受診の指導</p> <p>○受診状況より対象者を抽出し、文書による照会・指導を実施する。</p> <p>○文書送付後の受診状況を追跡し、適正受診指導を継続的に実施する。</p>
3. 組織体制関係	<p>○費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <p>○調達における競争性を高めるため、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対し、公告後の業者への声掛けを実施し、一者応札案件の減少に努める。</p> <p>○コスト意識の徹底及び消耗品の適切な調達・在庫管理を行うとともに、業務の効率化を目指し、事務処理の見直し、アウトソースの推進を図る。</p> <p>○長期的に持続可能な節電対策（事務室内照明のLED化等）を推進する。特に夏季においては節電計画を策定し、節電対策を実施する。</p>

OOJTを中心とした人材育成

- OOJT「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせた人材育成制度の定着を図る。「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土を醸成する。
- 事業所への「介入」から「支援」へ、健康経営の「勧奨」から「営業」へという意識改革のもと展開するカスタマーマーイン、ワンストップサービスを通じて、職員全員が「営業マン・ウーマン」として活動することを目指す。
 - ・必要なスキルを身につけるため、営業とメンタルヘルスに関する研修を継続的に実施する。
 - ・職員、保健師、管理栄養士全員が「協会けんぽの顔」であることを自覚し、事業所を訪問する。
 - ・意識を共有し、チーム香川として活動する。

○業務改革の推進

職員が創意工夫した提案案件を幅広く検討するために、CS向上・業務改善会議を開催し、改善提案意識を醸成するとともに改善策を具体化する。

- 「CS向上・業務改善会議」を中心とした情報交換・討議により業務改革を推進する。
- 日常業務における問題意識の醸成を図り業務の効率化・改善を推進する。
 - ・地域の実情を踏まえたよりよいサービスの標準化を目指し、現行の事務処理体制等について常に創意工夫を提案する。
 - ・主任、スタッフによる「ボトムアップ会議」において、積極的な意見交換・検討ができる機会を作り、具体的な改善への提案・実施を行う。

○CS向上の取組み

- お客様満足度調査結果等に基づき、支部の課題・改善点を洗い出し、改善を行う。

○評議会の効果的な運営

- 年5回程度開催し、収支見通し・保険料率等、協会全般に関わるものや香川支部の事業について、幅広く意見・助言を仰ぎ事業運営に反映させる。

○人事評価制度の適正な運用

○組織や人事制度の適切な運営と改革

- ・協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務遂行を通じて目標達成できる仕組みとした、新人事評価制度を適切に運用し、その評価を適正に待遇に反映することにより、個人の能力・適性を踏まえた配置を行う。

○その他

○働きがいのある健全な職場づくり

- ・管理職会議等において、必要な情報の共有化を図るとともに「報・連・相」が迅速に行える職場風土を醸成する。
- ・メンタルヘルス不調の未然防止を目的として、本部等との連携によるストレスチェックを実施する。(年度1回実施)
- ・ワークライフバランスの実現のため、時間外労働の縮減を推進する。

○コンプライアンス・個人情報保護の徹底

- ・コンプライアンス委員会・個人情報保護委員会の定期的開催及び研修等を通じて、その遵守を徹底する。

○リスク管理の徹底

- ・コンプライアンス委員会・個人情報保護委員会において、適正な運営を脅かすリスクの点検や分析を行う。

○大規模災害に備えた対策

- ・香川支部初動対応マニュアルに基づいて、防災訓練を定期的に実施することにより、各職員が担当する役割の徹底や防災意識の向上を図る。

平成30年度事業計画・予算(特別計上分)

平成30年1月16日

～目次～

- 保険者機能強化アクションプラン(第4期)について P1～6
- 平成30年度事業計画の概要(案) P7～10
～全国～H29.12.19
- 平成30年度事業計画(案) P11～19
～香川支部～